

# 中国における合法的な 木材貿易のための法制度と その他のイニシアティブ (日本語版)

ITTO プロジェクト PP-A/56-342B

“Analysis of Timber Legality Assurance Systems  
and Good Practices in China and Viet Nam for Sustainable Timber Trade”

レポート作成者

鮫島 弘光, IGES

## 中国における合法的な木材貿易のための法制度とその他のイニシアティブ（日本語版）

引用方法：鮫島弘光. 2023. 中国における合法的な木材貿易のための法制度とその他のイニシアティブ（日本語版）. 国際熱帯木材機関（ITTO）報告書. 地球環境戦略研究機関（IGES）

本報告書は、日本政府が資金提供を行った国際熱帯木材機関（ITTO）の事業「Analysis of Timber Legality Assurance Systems and Good Practices in China and Viet Nam for Sustainable Timber Trade」において作成されました。本版は、「Legislation and Other Initiatives for Legal Timber Trade in China」の日本語訳になります。

プロジェクト実施機関：地球環境戦略研究機関 (IGES)

プロジェクトナンバー：PP-A/56-342B

プロジェクト実施期間：2021年2月～2023年3月

公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）は、「地球環境戦略研究機関設立憲章」の趣旨を踏まえ、新たな地球文明のパラダイムの構築を目指して、持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究（戦略研究）を行い、その成果を様々な主体の政策決定に具現化し、地球規模、特にアジア太平洋地域の持続可能な開発の実現を図ることを目的とし、1998年3月に日本政府のイニシアティブと神奈川県の実務により設立されました。<https://www.iges.or.jp/en>

国際熱帯木材機関（ITTO）は、熱帯林資源の保全と持続可能な管理、利用、取引を促進する政府間組織です。ITTOのメンバーは、世界の熱帯林の大部分と世界の熱帯木材貿易を代表しています。ITTOは、持続可能な森林管理と森林保全を促進するために、国際的に合意された政策文書を作成し、熱帯の加盟国がその政策を地域の状況に適応させ、プロジェクトを通じて現地を実施することを支援します。さらに、ITTOは熱帯木材の生産と貿易に関するデータを収集、分析、普及し、コミュニティと産業の両方のスケールで持続可能な森林産業の発展を目指したプロジェクトやその他の行動に資金を提供しています。1987年の発足以来、ITTOは1000以上のプロジェクト、プレプロジェクト、活動に4億米ドル以上資金を提供しました。すべてのプロジェクトは任意拠出金を財源にしており、現在までの主な拠出は日本とアメリカ合衆国の政府によって行われています。

© ITTO 2023

本作品は著作権で保護されています。ITTO、日本政府農林水産省及びIGESのロゴを除き、本書中の図版および文字情報は、販売または商業利用されず、出典を明記することを条件に、その全部または一部を複製することができます。

### 免責事項

本書で使用されている呼称および資料の提示は、いかなる国、地域、都市、またはその当局の法的地位、あるいはその境界線の画定に関するいかなる意見の表明を意味するものではありません。

本報告書の内容は著者個人の責任であり、いかなる場合においてもITTO、日本政府農林水産省及びIGESの立場を反映したものではありません。

## 目次

摘要 .....	1
1. はじめに.....	1
2. 中国の木材需給.....	2
2.1. 木材供給 .....	2
2.1.1. 国内生産 .....	2
2.1.2. 輸入 .....	3
2.2. 木材需要 .....	8
3. 中国森林法.....	9
3.1. 2019 年の森林法改正以前 .....	9
3.2. 改正森林法 .....	11
3.3. 改正森林法の施行状況 .....	13
4. 自主的な取組.....	14
4.1. 森林認証、合法性証明 .....	14
4.2. 海外での林業事業、木材輸入事業を行う事業者向けサポート .....	16
5. 結論 .....	17
謝辞 .....	18
引用文献 .....	19

## 摘要

中国の2019年森林法改正は、違法伐採由来であることが知られている木材の取り扱いを明確に禁止した。その施行状況について中国の専門家、業界団体、NGO等に対するヒアリング、セミナーの傍聴、各種ウェブサイト、出版物によって分析した。

森林法改正に応じた実施規則はまだ公布されていないが、2018年施行の実施規則や各省の行政裁量基準と組み合わせた運用は既に始まっており、国内における違法伐採木材の調達に対する行政処分もすでに行われている。またその対象は輸入材も含まれると認識されている。

調達する木材が違法伐採由来であることが知られているか、どこまで確認（デューデリジェンス）すべきかについては、改正森林法では明確な基準は示されていないし、今後明確にされるかも不明である。

## 1. はじめに

過去数十年にわたり、持続可能な森林経営促進のため、木材消費国における違法伐採木材の取り締まりが国際的に進められてきた。2008年に米国はレーシー法を改正し、2010年にEUはEU木材規則を導入、2012年にオーストラリアは違法伐採禁止法を制定、2016年に日本はクリーンウッド法を制定、韓国は2017年に木材の持続可能な利用に関する法律を改正した。

中国も2019年に森林法を改正し（2020年に施行）、違法に伐採された木材の購入、加工、運搬を明確に禁止した。また政府や業界団体によって事業者の合法性確認の取組支援も行われてきた。国内の原木生産も近年増加しつつあるが、中国は現在、世界最大の木材輸入国となっている。近年、米中貿易戦争、新型コロナウイルス、ウクライナ戦争に伴うサプライチェーンの変化、またその結果生じた木材価格の国際的な高騰などの影響を強く受け、一帯一路（Belt and Road Initiative）諸国を中心とした木材生産国との協力によって木材調達を持続的に確保することが重要と認識されており<sup>1</sup>、生産

---

<sup>1</sup> Chen (2022) Presentation at 12th China Global Wood Trade Conference, Nanning, China

国の法令を遵守して生産された木材の調達が進められている。本稿ではその現状について分析する。本稿に用いたデータは国家林業・草原局／中国林業科学院及び中国木材・木材製品流通協会に対するヒアリング<sup>2</sup>、セミナーの傍聴、各種ウェブサイト、出版物によって得た。

## 2. 中国の木材需給

### 2.1. 木材供給

中国木材・木材製品流通協会（CTWPDA）<sup>3</sup>によれば、中国の2021年における国産材丸太供給量は9,888万立米である一方、丸太輸入量は10,451万立米であり、自給率は49%であった。2006年時点では国産材丸太供給量は6,612万立米、丸太輸入量4,077万立米であり、過去15年間に国内供給量は1.5倍増加した一方、輸入量は2.6倍増加し、輸入量が国内生産量を超過するようになった。

#### 2.1.1. 国内生産

近年中国国内の原木生産の主要な供給地域には大きな変化があった。中国統計年鑑<sup>4</sup>によれば、従来は黒竜江省や吉林省などの東北地区、福建省や湖南省等の華東地区が主要な木材産地であったが、東北地区での生産量が減少する一方、広西チワン族自治区からの生産量が増加し続け、2021年には全国の生産量10,257万立米の35%を占めるに至った。中国では2017年以降天然林の伐採が基本的に禁止されており、国内で供給されている丸太のほとんどはユーカリ、ポプラ等の植林木である。また国内で生産されている丸太の大部分は広葉樹である。FAOSTAT<sup>5</sup>によれば、2021年の製材・単板用広葉樹丸太生産量は8,341万立米（丸太総生産量87%）だった一方、針葉樹丸太生産量は1,295万立米（13%）であった。

---

<sup>2</sup> 中国木材与木制品流通協会（China Timber & Wood Product Distribution Association：CTWPDA）

<sup>3</sup> 中国木材与木制品流通協会（2022）Presentation at 12th China Global Wood Trade Conference, Nanning, China

<sup>4</sup> 中国統計年鑑<[https://spc.jst.go.jp/statistics/stats\\_index.html](https://spc.jst.go.jp/statistics/stats_index.html)>

<sup>5</sup> <https://fenix.fao.org/faostat/internal/en/#data>

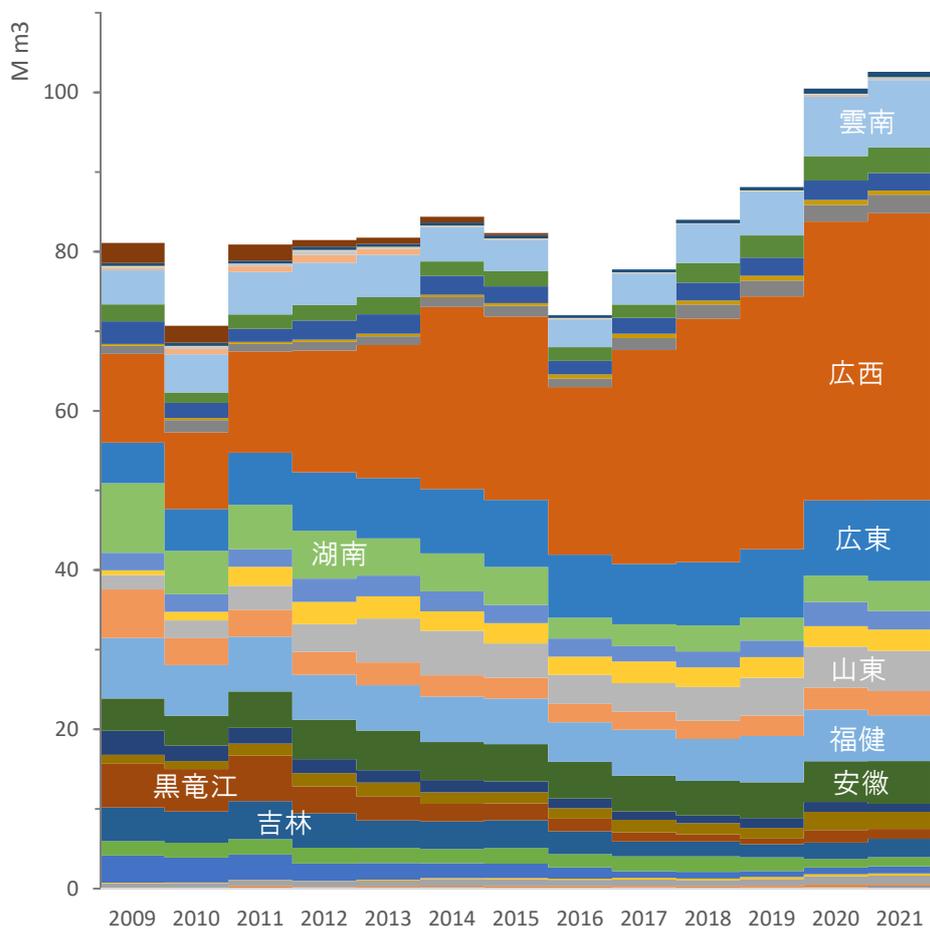


図1 省別丸太生産量推移 出典：中国統計年鑑

### 2.1.2. 輸入

中国による木材・木材製品の輸入は、丸太、製材品、木質チップ、パルプが大半を占める。Comtrade<sup>6</sup>によれば、2020年の木材・木材製品（HSコード44, 47, 940330-60）の輸入総額は378億米ドルであった。輸入量は1990年代より増加を続けてきたが、近年の増加は緩やかとなっている。全世界の輸入総額のうち中国による割合は、丸太は66%、製材は24%、木質チップは48%、パルプは48%を占め、それぞれ世界第一位の輸入国となっている。

<sup>6</sup> <https://comtrade.un.org/>

また中国の多くの木材輸入事業者は、海外の事業者から木材・木材製品を輸入するだけでなく、ロシアやアフリカなど原産国で自ら伐採コンセッションを取得し、伐採を行って中国へ輸出している。

違法伐採対策の観点において重要なのが、中国において Hongmu (紅木) と呼ばれる高級樹種のグループの輸入である。Hongmu は紫檀 (ローズウッド)、黒檀などを含み、家具や工芸品などの原材料として伝統的に使用されてきたが、多くの CITES 記載種が含まれる。中国政府は 2000 年に Hongmu に含まれる樹種の国家基準を定め<sup>7</sup>、2017 年に改定を行った<sup>8</sup>。その基準によれば Hongmu はマメ科およびカキ科の 5 属 29 種が含まれる。

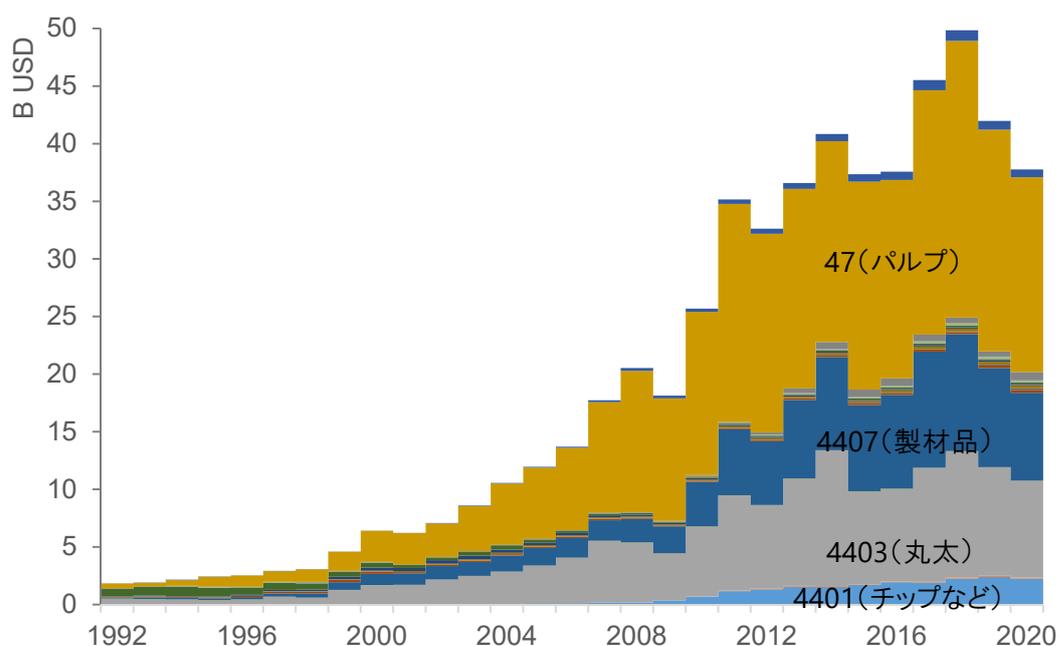


図 2 中国の木材・木材製品輸入額推移 出典：Comtrade

丸太

<sup>7</sup> GB/T 18107-2000

<sup>8</sup> GB/T 18107-2017. The revision is followed taxonomical reclassification of the species, and did not include or exclude particular species.

Comtrade によれば、2020 年の中国の丸太輸入量は 5,980 万立米で、上位輸入先は、EU、NZ、ロシア、オーストラリア、USA であった。CTWPDA によれば、2017 年の輸入量は、針葉樹丸太 3,824 万立米、熱帯広葉樹丸太 1,045 万立米、非熱帯広葉樹丸太 672 万立米であった（中国木材与木制品流通協会 2017）。CTWPDA（2022）によれば、2012～2021 年の間、広葉樹丸太の輸入量はほとんど変化がなかったのに対し、針葉樹丸太の輸入量は 2 倍近く増加した。この事は広葉樹丸太の需要増は主に国産広葉樹丸太の供給量増加によって対応できたのに対し、針葉樹丸太の需要増は主に輸入量の増大によって満たされたことを示している。また中国木材・木制品流通協会によれば、Hongmu 丸太の 2016 年輸入量は 91.0 万立米で、そのうちアフリカから 80.6 万立米輸入され、同年のアフリカからの丸太輸入量の 20%を占めた（中国木材与木制品流通協会 2017）。一方、中国はロシア、PNG、ソロモン諸島、また多くのアフリカ諸国にとって最大の丸太輸出先となっている。

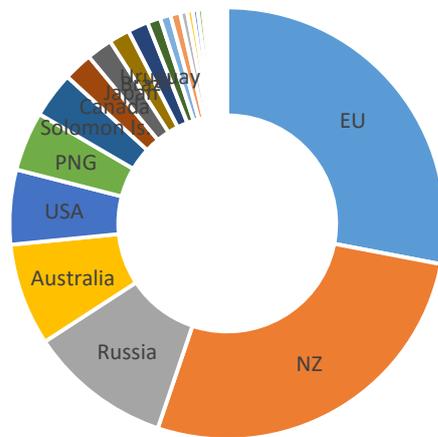


図3 2020年丸太輸入量 出典：Comtrade から作成

## 製材

Comtrade によれば、2020 年の中国の製材輸入量は 3,400 万立米で、上位輸入先はロシア、EU、タイ、カナダ、USA であった。中国木材・木材製品流通協会によれば、2017 年の輸入量は針葉樹製材 2,505 万立米、熱帯広葉樹製材 745 万立米、非熱帯広葉樹製材 490 万立米であった（中国木材与木制品流通协会 2017）。熱帯広葉樹製材のうち、536 万立米はゴム製材で、その大部分はタイからの輸入であったが、近年はベトナムからの輸入も増えている。またアフリカからの製材輸入量は 78.8 万立米で、そのうち、2011 年から丸太輸出を禁止しているガボンからの輸入量が 41.7 万立米（53%）を占める。Hongmu 製材については、2017 年の輸入量は 14.8 万立米で、うちアジアからが 9.6 万立米、アフリカからが 5.2 万立米であった。

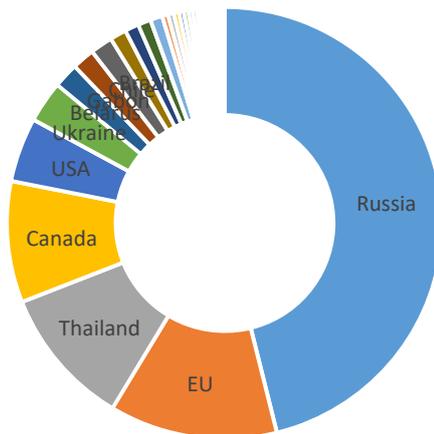


図 4 2020 年製材輸入量 出典：Comtrade

## 木質チップ、パルプ

Comtrade によれば、2020 年の中国の木質チップ輸入量は 1,355 万トンで、上位はベトナム、オーストラリア、チリ、ブラジルであった。またパルプの輸入量は 3,750 万トンで、上位はブラジル、USA、カナダ、インドネシア、チリであった。

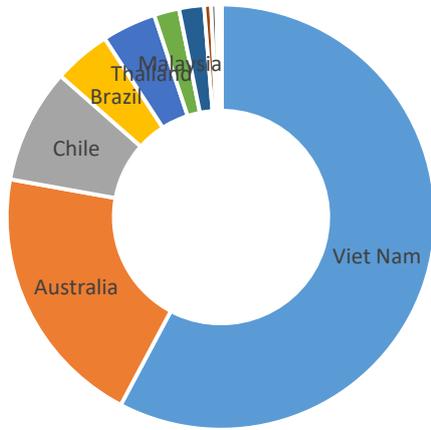


図5 2017年木質チップ輸入量 出典：Comtrade

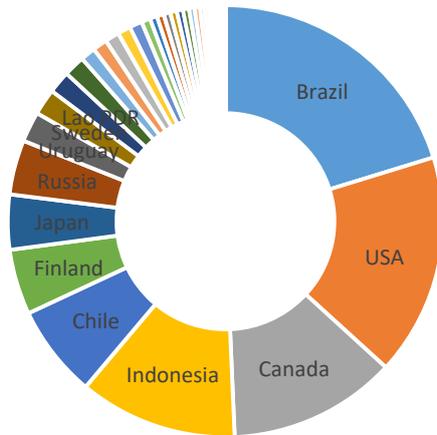


図6 2017年パルプ輸入量 出典：Comtrade

## 2.2. 木材需要

Comtrade によれば、中国の 2020 年の木材・木材製品<sup>9</sup>の輸出総額は 254.8 億米ドルであった。輸出額は 90 年代から増加を続けてきたが、近年は安定しており、合板（4412）の輸出量は漸減傾向にある。品目別では木製家具（HS コード 940330-60）が最も多く、合板（4412）、その他木材製品（4421）が続く。

中国で生産または輸入された丸太、製材、合板の大部分は国内で消費されている。中国木材・木材製品流通協会によれば、2016 年の中国の丸太消費量は 23,782 万立米であったが（木材与木制品流通协会 2017）、FAOSTAT によれば、2020 年の丸太輸出量は 4.9 万立米、製材の輸出量も 19.7 万立米に過ぎなかった。また 2020 年の国内での合板製造量 7,646 万立米だったが、輸出量はその 10%にあたる 797 万立米に過ぎなかった。

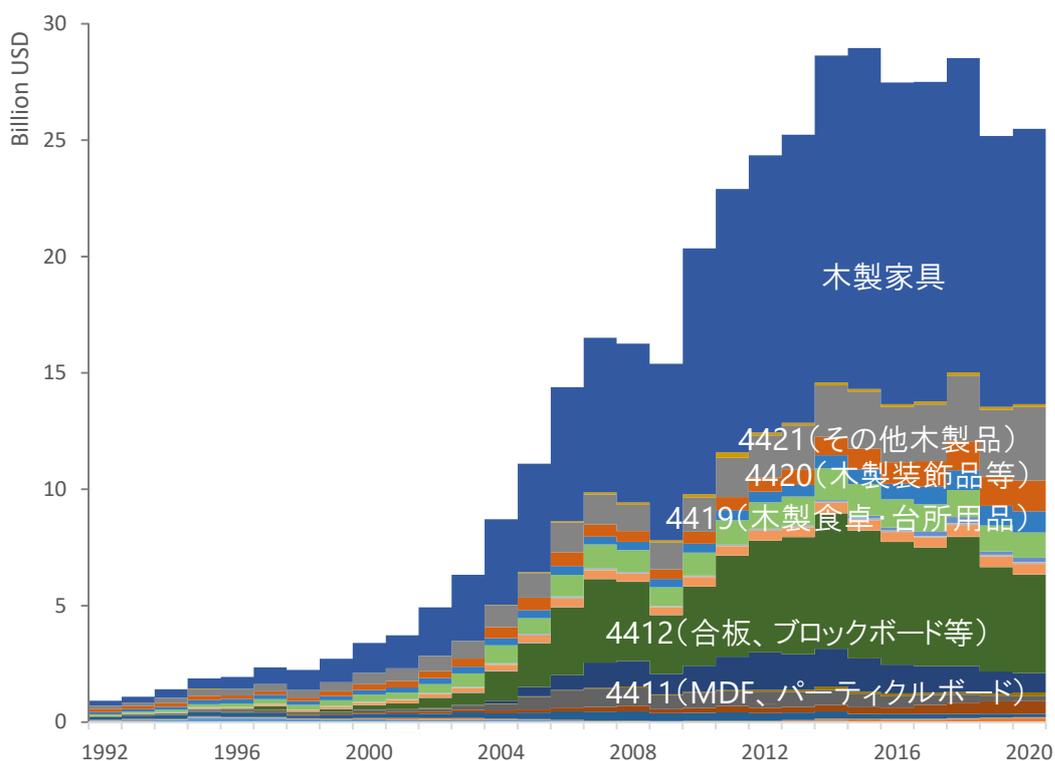


図 7 中国の木材・木材製品輸出額推移 出典：Comtrade

<sup>9</sup> HS Code 44, 47, 940330-60

### 3. 中国森林法

#### 3.1. 2019 年の森林法改正以前

中国の森林法<sup>10</sup>は 1984 年に制定されたが、その後 1998 年、2009 年に改正された。以下、これらの森林法を「旧森林法」と呼ぶ。この旧森林法においては、国内からの木材生産について、伐採許可、輸送許可、加工許可を求めていたが、違法伐採由来の木材の取り扱いに関する規定は存在しなかった。また旧森林法に基づく実施条例<sup>11</sup>は 2000 年に発布され、2011 年、2016 年、2018 年に修正された。これらの実施条例において、加工許可等に関する細則は規定されていなかった。

一方、1997 年に成立・施行された刑法<sup>12</sup>では、盗伐や森林法の規定に反した無差別伐採に対する罰則だけでなく、盗伐又は無差別伐採由来の木材を不法に購入または運搬したことに対する罰則が規定されている。

**第 345 条【盗伐罪】** 森林その他の樹木を盗伐した場合、その量が比較的多いときは、3 年以下の有期徒刑、短期拘留又は罰金に処し、多額の場合は 3 年以上 7 年以下の有期徒刑又は罰金、特に多額の場合は 7 年以上の有期徒刑又は罰金。

**【無差別伐採罪】** 森林法の規定に違反して、森林その他の林木を大量に伐採した場合、3 年以下の有期徒刑、拘留又は罰金、量が多い場合は 3 年以上 7 年以下の有期徒刑又は罰金。

**【盗伐又は無差別伐採木材の不法取得及び運搬の罪】** 盗伐又は無差別伐採であることが知られている林木を不法に購入し、又は運搬した場合、事情が重大な場合は 3 年以下の有期徒刑又は罰金、事情が特に重大な場合には、3 年以上 7 年以下の有期徒刑又は罰金が科されます。

国の自然保護区内の森林やその他の樹木を違法または無差別に伐採した者は、より厳しく処罰されます。

---

<sup>10</sup> 中华人民共和国森林法

<sup>11</sup> 中华人民共和国森林法实施条例

<sup>12</sup> 中华人民共和国刑法

「盗伐又は無差別伐採であることが知られている（「明知」）」の定義について、徐果萍关注网<sup>13</sup>は、次のいずれかの状況では、騙されたことを証明する証拠がない限り、知っておくべきであると見なすことができると解説している。

(1) 違法な木材取引所または販売単位から木材を購入する

(2) 市場価格よりも大幅に安い価格で販売された木材を購入する

(3) 規制に違反して販売された木材を取得する

また同サイトは、「事情が重大な場合」とは「犯罪を複数回行った者、比較的多くの罪を犯し、何度も忠告されても改心しなかった者、経営者の職務執行を妨害した者、社会に悪影響を及ぼした者等」と解説している。

また观研天下（北京）信息咨询有限公司（INSIGHT AND INFO）のサイト「2021 中国木材加工業の当局・規制体制・法規制・政策<sup>14</sup>」によれば、2013年には国家森林草原局から、「木材輸送検査の監督管理の規制に関する問題についての通知<sup>15</sup>」が出され、以下のように省、自治区、市の林業当局が木材検査所を設置し、違法木材輸送の監査をしなければならないことが規定されていた。

検査提出および追跡システムの確立 各レベルの林業当局は、ケースレベルの管轄および階層的管理の要求に従って、木材輸送検査提出および追跡システムを効果的に確立し、改善するものとします。各レベルの林業部門は、その管轄権限に従い、木材の違法輸送に関する問題を真剣に追跡し、違法輸送の原因を特定し、法律に従って関連部門と責任者に責任を負わせる。木材検査所は、その月の木材輸送の検査および違法な木材輸送のケースの処理について、管轄の林業部門に毎月報告書を提出するものとする。中央政府直轄の省、自治区、市の林業当局は、木材輸送検査と違法木材輸送事例の処理、およびその遡及結果について、毎年国家林業局に報告しなければならない。

---

<sup>13</sup> <https://xuguoping.net/guanzhu/q-2302.shtml>

<sup>14</sup> <https://zhengce.chinabaogao.com/jiancai/2021/01U2T602021.html>

<sup>15</sup> 规范木材运输检查监督管理有关问题的通知

また 1999 年に国務院で承認され、国家林業局及び農業局が発行した「中国国家重点保護野生植物リスト（第一次）<sup>16</sup>」では、Hongmu（紅木）等の樹種の保護と管理が要求されている。

### 3.2. 改正森林法

森林法は 2019 年に改正され、2020 年 7 月 1 日から施行されている。以下、この森林法を「改正森林法」と呼ぶ。改正森林法では旧森林法で規定されていた輸送許可、加工許可の制度が廃止される一方、違法伐採由来であることが知られている木材の取り扱いに関する第 65 条が加えられた。またそれに違反した場合の罰則が、第 78 条として加えられた。

第 65 条 木材管理・加工事業者は、原材料・製品の出入庫台帳を整備しなければならない。いかなる単位または個人も、盗伐や無差別伐採など違法な由来であることが知られている木材を取得、加工、輸送してはならない。

第 78 条 本法の規定に違反して、盗伐、無差別伐採など違法由来であることが知られている木材を取得、加工、運搬した者は、県レベル以上の人民政府の主管林業部門から違法行為の停止を命じられ、違法に取得、加工、運搬した林木またはその販売代金を没収され、違法に取得、加工、運搬した林木の価格の 3 倍以下の罰金を科されることがあります。

改正森林法の施行のため、国家林業・草原局は 2020 年 2 月 20 日に、2020 年第 19 号通知「国家林業・草原総局による新改正森林法の施行に関する通知<sup>17</sup>」を公表した。その中では以下のように示されている。

木材輸送許可の承認…が取り消され、承認の実施を担当する林業・草原当局は、その告知をしっかりと行い、2020 年 7 月 1 日以降は関連承認の申請を受け付けないようにしなければならない。木材輸送許可の取り消し後、林業・草原主管部門は監督方法を革新

---

<sup>16</sup> 中国国家重点保護野生植物名録(第一批)

<sup>17</sup> 国家林業和草原局关于贯彻实施新修订森林法的通知

<<http://www.forestry.gov.cn/main/4461/20200228/095705890649327.html>>

し、改正森林法第 65 条および第 78 条の規定に基づき、盗難や無差別伐採など、違法出所と判明した木材の輸送を調査・処理し、行政処分を科すものとする。

前述のように、違法伐採木材の取り扱いが刑法第 345 条において既に罰則の対象となっていたが、改正森林法第 65 条の規定は森林法において初めて違法伐採木材の取り扱いを明確に禁止するものであり、国際的な注目を受けた<sup>18</sup>。

改正森林法第 65 条は、国産材に加えて輸入材も対象とするのか、木材が違法な由来であることが知られていることの基準、出入庫台帳にはどのような情報が含まれることを要件とするのか等は明示されていない。

対象については、2021 年 9 月に国家林業・草原局の専門家に聞き取りを行ったところ、輸入材も含まれるということであった。国家林業・草原局は木材輸入事業者に対し、改正森林法第 65 条に沿った技術支援などを行っている<sup>19</sup>ことから、輸入材も対象とすることはほぼ確実と思われる。

「違法な由来であることが知られている（「明知」）」ことの要件は刑法 345 条における同様の条文の要件と同じと思われ、前述の徐果萍关注网における解説が参考になると思われるが、同サイトで解説されている「規制に違反して販売された」ものかどうかについて、どこまでの確認（デューデリジェンス）が事業者に求められるのかは明確ではない。

これらの詳細は実施規則において規定されるものと予測されたが、改正後の森林法に対する実施条例は森林法が制定されてから 3 年が経過した 2023 年 1 月現在、まだ発布されていない。パブコメのため、実施条例の案は 2022 年に公開されたが、その内容には第 65 条に関する規定は含まれていなかった。これに対しては以下の 2 つの説明がある。

Vermont Law and Graduate School の Sun Sheng は 2022 年 10 月に開催された Forest Legality Week 2022 における発表において、中国政府がそれ以上の細かい規定を必要としないからである、という見解を示した。前述のように、旧森林法においても輸送

---

<sup>18</sup> 例えば EIA <<https://us.eia.org/press-releases/20200120-eia-welcomes-new-law-to-ban-illegal-timber/>>

<sup>19</sup> Chen (2022) Presentation at the 8th Regional Training Workshop on Timber Legality Assurance (TLA-8), Ho Chi Minh, Vietnam

許可についての細則が実施規則ではなく、国家林業・草原局からの通知等で規定されていなかった。同様に第 65 条の細則についても、国家林業・草原局や省からの通知等によって規定される可能性が考えられる。

一方国家林業・草原局／中国林業科学院の専門家である Chen Yong は 2022 年 12 月に開催された 8th Regional Training Workshop on Timber Legality Assurance (TLA-8) における発表において、このパブコメの公開以降、外国政府や国際機関からコメントを受け、現在検討が行われていると述べた。また実施規則は 2023 年に公布されるであろうという見通しを示した。

### 3.3. 改正森林法の施行状況

前述のように改正森林法に対応した実施条例は 2023 年 2 月現在も公布に至っていないが、改正森林法の施行は既に始まっている。国家林業・草原局が 2022 年 12 月 16 日に出した 2022 年第 17 号国有林野事業通知<sup>20</sup>では以下のように 2018 年実施条例等と組み合わせた規定がなされている。

*中華人民共和国林業法第 57 条第 1 項に規定する伐採許可証の発行に関する事項は、中華人民共和国林業法実施条例第 32 条第 3 項の規定により、内蒙古自治区、吉林省及び黒龍江省の林業・草原当局（地域）に委託して行うものとする。…*

また以下の 2 事例のように「違法な由来であることが知られている」木材の購入に対し、改正森林法第 65 条および各省の行政裁量基準に基づく行政処分が実施されている。ただしそれぞれの事例で、購入した木材が「違法な由来であることが知られている」かどうか、どのように判断されたのかは分からなかった。

- 河南省平頂山市魯山県林業局は 2021 年 12 月 2 日に、不法に伐採されたナラ材を購入した人物に対し、森林法第 65 条および河南省実施〈中華人民共和国森林法〉行政裁量基準（試行）に基づき、購入した木材を没収し、その価格の 1.8 倍、総額 2,432 元の罰金を科した<sup>21</sup>。

<sup>20</sup> <http://www.forestry.gov.cn/main/4461/20230110/145151410587515.html>

<sup>21</sup> <http://www.xayzthm.com/upload/files/2022/2/211965861.pdf>

- 浙江省台州市仙居県天然資源局は、2022年4月15日に、県内の村民と加工工場の経営者が違法に伐採されたマツ板材を購入し、加工したことに対し、行政処分をおこなった<sup>22</sup>。県天然資源局は事業者に対する聞き取り及び立ち入り検査を行い、森林法第65条および浙江省主要林業行政処罰裁量権実施基準<sup>23</sup>に基づき、行政処罰予告通知書<sup>24</sup>「仙自資規罰先告字〔2022〕第72号」を発行し、マツ丸太の不正取得停止を命令し、違法に購入され、加工された木材の価格の2倍、総額6,214人民元の罰金を科した。

## 4. 自主的な取組

### 4.1. 森林認証、合法性証明

森林法改正以前より、木材製品を欧米に輸出している中国の事業者は、販売先からの要求に答え、FSCなどの森林認証を取得してきた。Preferred by Nature<sup>25</sup>によれば2020年時点で中国国内で16,776事業者がFSC認証を取得している。また中国独自の認証制度として、2009年に中国森林認証実施規則が策定され、2010年に中国森林認証委員会（China Forest Certification Council：CFCC）が設立、China Forest Certification Scheme（CFCS）の運営が開始された。CFCSは2014年にPEFCから相互承認を受けた。

また中国林産工業協会<sup>26</sup>（CNFPIA）は、英国・中国共同のInFITプログラムに基づき、中国木材合法性認証システム<sup>27</sup>を提案していたが、2017年に、中国林産工業協会団体標準中国木材合法性認証<sup>28</sup>（T/CNFPIA 4002-2017）を策定した。この基準は国産材、輸入材双方に適用され、以下を合法性の要件としている。

---

<sup>22</sup> [http://www.zjxj.gov.cn/art/2022/4/20/art\\_1636623\\_58972549.html](http://www.zjxj.gov.cn/art/2022/4/20/art_1636623_58972549.html)

<sup>23</sup> 浙江省主要林業行政処罰裁量権実施標準

<sup>24</sup> 行政処罰事先告知書

<sup>25</sup> Preferred by Nature (2022) Presentation at 12th China Global Wood Trade Conference

<sup>26</sup> 中国林産工業協会（China National Forest Products Industry Association）

<sup>27</sup> 中国木材合法性認定体系（China Timber Legality Verification System）

<sup>28</sup> 中国林産工業協会団体標準中国木材合法性認定

①森林管理：企業登録、税金の支払い、国内法および規制の遵守、保有権、収穫許可、森林管理計画

②一連の管理要件：処理と取引に関する木材の合法性要件、木材の合法性管理システムの開発、国産および輸入材の合法性検証、文書管理、輸送、販売

中国林産工業協会はメンバーの事業者に対し、この基準に沿った調達を行うことを奨励しているが、義務としているわけではない<sup>29</sup>。

一方、2015年には「中国木材合法性検証実施と基準システム<sup>30</sup>」が提案され、2017年には「中国における木材の合法性に関するデューデリジェンスシステム構築のための調査・技術ガイドライン<sup>31</sup>」が公表された。後者の中では中国木材合法性デューデリジェンスシステム<sup>32</sup>が示されている。

また2016年に設立された中国責任ある林産物貿易・投資連盟（China-RFA）のHPでは中国木材合法性サプライチェーン管理・リスク評価プラットフォーム<sup>33</sup>が開始された。このプラットフォームレビューに合格すると、木材合法性デューデリジェンス証明書を取得し、林産物貿易投資のための国家革新連盟<sup>34</sup>に加入できると説明されている。林産物貿易投資のための国家革新連盟は2021年に、中国木材合法性リスク評価プラットフォームの迅速評価版<sup>35</sup>を公開しており、事業者の合法性確認をさらにサポートしている<sup>36</sup>。中国林業科学院林業科学技術情報研究所は2021年に、このリスク評価プラットフォームのパイロット事業参加企業の公募を行い<sup>37</sup>、選定された3社によってリスク

---

<sup>29</sup> 2021年8月国家林業草原局の専門家に対する聞き取り。

<sup>30</sup> 中国木材合法性验证实施与标准体系（China Timber Legality Verification Implementation and Standard System）

<sup>31</sup> 中国木材合法性尽职调查体系构建研究与技术指南

<sup>32</sup> 中国木材合法性尽职调查体系（China Timber Legality Due Diligence System）

<sup>33</sup> 中国木材合法性供应链管理与风险评估平台<<http://sso.chinarfa.net/#/dds>>

<sup>34</sup> 林産物貿易与投資国家創新連盟

<sup>35</sup> <http://dds.chinarfa.net/#/mobile/index>

<sup>36</sup> [http://chinarfa.cn/xwzx\\_hdkb/iitem\\_id3026\\_mqquzirsaepazxmzryjtmw8845651261701202.shtml](http://chinarfa.cn/xwzx_hdkb/iitem_id3026_mqquzirsaepazxmzryjtmw8845651261701202.shtml)

<sup>37</sup> [http://www.crfa.net.cn/xwzx\\_gndt/iitem\\_id3077\\_7x1qo5ynswgkvww9qrvztg8850640201111202.shtml](http://www.crfa.net.cn/xwzx_gndt/iitem_id3077_7x1qo5ynswgkvww9qrvztg8850640201111202.shtml)

評価プラットフォームと、合法木材調達のための国別ガイドライン<sup>38</sup>の試行が始まっている<sup>39</sup>。

#### 4.2. 海外での林業事業、木材輸入事業を行う事業者向けサポート

中国の政府機関及び業界団体は、森林法改正以前より、海外で林業ビジネスを行う中国事業者に対して、現地法規の順守、持続的な森林経営の促進を行ってきた。国家林業局（SFA、国家林業・草原局の前身）は2007年に「中国企業の海外での持続可能な森林育成に関するガイドライン<sup>40</sup>」を発行した。このガイドラインでは受入国の法律および規制の遵守、造林計画、生物多様性の保護。森林転換やコミュニティ開発など林業活動の環境への影響の章が含まれている。また2009年には「中国企業による海外森林の持続可能な管理と利用に関するガイドライン<sup>41</sup>」を発行した。

さらに国家林業局と林業科学院は2009年から「中国林業企業の海外での持続可能な管理、貿易、投資のための国別ハンドブック<sup>42</sup>」のガボン、ガイアナ、ミャンマー、ラオス、ロシア、インドネシア、モザンビーク編を発行した。これらのハンドブックは、地域の法律や規制に関する情報と実践的なアドバイスを提供し、企業が地域の事業における環境的および社会的セーフガードを強化し、持続可能な森林経営を促進することを目的とし、木材の加工と輸送、トレーニング、および複数の利害関係者との協議に関する規定が含まれている。これらのハンドブックはフィールドテストと専門家によるレビューを受けてさらなる改訂作業がされている。また林業科学院は海外で林業事業を行う中国の事業者に対してトレーニングワークショップを実施し、前述の「中国企業の海外での持続可能な森林育成に関するガイドライン」、「中国企業による海外森林の持続可能な管理と利用に関するガイドライン」の活用をサポートしてきた。

また中国木材・木材製品流通協会（CTWPDA）は、2015年以降、合法性について懸念がある国から輸入している事業者をまとめて他の国からの輸入に切り替えさせる

---

<sup>38</sup> 合法木材采购国別指南

<sup>39</sup> [http://www.crfa.net.cn/xwzx\\_gndt/iitem\\_id3095\\_kt8p6mrb3byrt24oj43waw8842500292211202.shtml](http://www.crfa.net.cn/xwzx_gndt/iitem_id3095_kt8p6mrb3byrt24oj43waw8842500292211202.shtml)

<sup>40</sup> 中国企业境外可持续森林培育指南

<sup>41</sup> 中国企业境外森林可持续经营利用指南

<sup>42</sup> 中国林业企业境外可持续经营、贸易和投资国别手册

Targeted group sourcing や B2B ミーティングを開催し、会員が木材の輸入先を多様化できるように支援し、違法木材を調達するリスクを大幅に低減させている。また CTWPDA は、木材輸入事業者による合法性確認のため、国別の Timber legality checklist を作成している。2022 年時点ではコンゴ共和国、カメルーン、リベリア、ガボンからの木材輸入に関するチェックリストが公開されており、森林利用権、伐採許可、事業者登録、輸出加工などのチェック項目が含まれている。

また中国責任ある林産物貿易・投資連盟<sup>43</sup>（China-RFA）もその HP で、国別ガイドラインのページ<sup>44</sup>を設けている。ただし実際に情報が掲載されている国はまだ少ない。

## 5. 結論

中国の森林法は 2019 年に改正され、違法伐採由来であることが知られている木材の取引を禁止する条文、第 65 条が加えられた。違法伐採木材の取引は従来から刑法による処罰対象となっていたが、森林法の中で規定されたことにより、より明確となった。改正に対応した実施規則はまだ公表されておらず、その中で第 65 条に関連する詳細な規定が示されるかはまだ明らかではない。しかし既存の実施規則（2018 年施行）や各省の行政裁量基準と組み合わせた運用は既に始まっており、国内における違法伐採木材の購入に対する行政処分もすでに行われている。

改正森林法が輸入材も対象とすることは確実と考えられる。筆者は 2022 年 4 月～11 月に、CTWPDA の協力のもと、中国国内の 72 木材関連事業者に対するヒアリング調査を実施したが、その多くは木材・木材製品の輸入を行っていた。ヒアリングをした事業者の多くは改正森林法を理由として、調達する木材の合法性の確認を行っており、第 65 条が機能していると認識して木材の取引を行っていることが示された。一方で、合法的に伐採されたことについてどれほどの確認（デューデリジェンス）を求めていくかは、明確にされていないし、今後されるかも不明である。現時点においては、政府や業界団体は事業者向けハンドブックやチェックリストを提供するなど、事業者の自主的な

---

<sup>43</sup> 中国负责任林产品贸易与投资联盟（China Responsible Forest Product Trade and Investment Alliance）

<sup>44</sup> <http://chinarfa.cn/country/gbxx.shtml>

取組を促進している。また、中国木材合法性リスク評価プラットフォームが立ち上げ、関心のある事業者に試行してもらったパイロット事業が始められたばかりであるが、今後はそれらの経験に基づき、さらに改善が重ねられると考えられる。

従来、中国の事業者が木材の合法性の確認を行う動機は、その製品を欧米に輸出する際に販売先から要求されるためといった外部要因が大きかった。そのため、どこまで合法性の確認を求めるか、どのような書類（森林認証等）を合法の証明とするかについて、販売先の意向が反映されやすい一方、中国が輸入する木材の大部分が国内で消費されることを考えれば、その広がりには限定的で、輸出先の関心が高い品目の原材料について重点的に合法性確認が行われていたと想像される。しかし2019年の森林法の改正により、中国の全ての木材関連事業者は、国内市場向け、海外市場向けを問わず、違法に伐採されたことが知られている木材の調達、加工、移動が禁止されることになった。このため、中国からの木材製品輸入事業者は、中国の調達先に対して、合法性の確認を行ったか、どのように行ったか、問い合わせしやすくなったと言える。

一方で森林法改正の結果、合法性の判断の基準は中国自身が決めることになった。近年、米中貿易戦争、新型コロナ、ウクライナ戦争などにより、中国自身にとっても安定的な木材調達のために木材輸出国と互恵的な関係を結ぶことが不可欠となっている。国内と国際の経済循環を互いに促進させて発展させるという双循環戦略（Dual Circulation Strategy）の下で、どのような輸入先から、どのような品目や樹種について、どのような合法性の基準を満たしていることを要求するか、中国政府や事業者が自らの基準で優先順位をつけて取り組んでいくと考えられる。

## 謝辞

本調査では中国林業科学院および国家林業・草原局、中国木材・木材製品流通協会 WWF China、林野庁海外貿易協力室の協力を得て行われた。心より感謝申し上げます。本レポートの分析、意見、その他内容の一切についての責任は著者に属する。

## 引用文献

中国木材与木制品流通协会. (2017). 中国木材与木制品流通行业年鉴. 中国建材工业出版社.



**IGES** 公益財団法人  
地球環境戦略研究機関

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11

Email: [iges@iges.or.jp](mailto:iges@iges.or.jp)

Website: <https://www.iges.or.jp/>

2023年8月